

## 高砂市消防本部業務継続計画

平成 21 年 5 月 7 日

## (目的)

本計画は、新型インフルエンザの発生時に通常の消防業務等の遂行が困難となる恐れが十分に考えられるため、次のような事項をはじめとして、あらかじめ必要な措置を講じることにより、優先実施すべき業務（以下「優先業務」という。）の継続を図るための計画である。

- ①優先業務を特定しておき、災害時は優先業務継続に注力する。
- ②災害時に必要な資源を確保できるよう検討しておき、予め備蓄等を行っておく。
- ③指揮命令系統を明確にしておく。

## (警戒水準)

わが国の「新型インフルエンザ対策行動計画」によると新型インフルエンザが発生する前から、国内で発生し、パンデミック（世界的な大流行）を迎え、小康状態に至るまでを 5 つの段階に分類して、それぞれの段階に応じた対策等を定めている。これは世界保健機関（WHO）が宣言（実施）するフェーズを参考にしつつ、定めたものでありその相互関係は次のとおりである。

| 発 生 段 階                              |                            | 状 態                                      |
|--------------------------------------|----------------------------|--|
| 国内基準                                 | WHO                        |  |
| 前段階<br>(未発生期)                        | フェーズ 1、2 A、<br>2 B、3 A、3 B | 新型インフルエンザが発生していない状態                      |
| 第一段階<br>(海外発生期)                      | フェーズ<br>4 A、5 A、6 A        | 海外で新型インフルエンザが発生した状態                      |
| 第二段階<br>(国内発生期)                      | フェーズ<br>4 B                | 国内で新型インフルエンザが発生した状態                      |
| 第三段階                                 | フェーズ<br>5 B、6 B            | 国内で、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態          |
| 各<br>都<br>道<br>府<br>県<br>の<br>判<br>断 |                            | 各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態       |
| 感 染 拡 大 期                            |                            | 各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態 |
|                                      | まん 延 期                     | 各都道府県において、ピークを超えたと判断できる状態                |
|                                      | 回 復 期                      |  |
| 第四段階 (小康期)                           | 後パンデミック期                   | 患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態                 |

## (優先業務)

新型インフルエンザ発生時においては、特定の業務に対する需要が増加する一方で、業務を担う人材、資器材や環境が制約を受けることが想定される。

このため、優先業務を以下の点を基本として、別表 1 および別表 2 のとおり定める。

1. 救急業務は、需要が増加すると予想されるため、最優先で継続する。
2. 消火・救助業務は通常どおりの体制を維持する。
3. その他の業務については、消防長が継続の必要性を判断の上、縮小・停止する。
4. 優先度の低い業務に従事している職員は、救急業務や消火・救助業務へのシフトや、消防本部内での流行に備えて自宅待機を命じることができる。

## (前段階及び第一段階における対策)

1. 勤務体制 通常勤務体制を維持する。
2. 優先業務
  - ① 国内外の情報収集・情報提供（担当：救急救助）
  - ② 県・市衛生所管部局及び防災所管部局、県健康福祉事務所、医療機関及び消防団（以下「関係諸機関等」という。）との連絡調整（担当：救急救助）
  - ③ 資器材の確保準備（担当：総務課）
    - ア、個人防護具
      - 感染防止衣（上下式）、N95マスク、ゴーグル、ディスポーザブル手袋等
      - イ、車両用燃料
      - ウ、職員、施設及び救急資器材等の消毒用資器材
  - ④ 職員の感染防止対策の実施（担当：総務課）
    - 咳エチケット、手洗い、うがいの励行を周知徹底する。
  - ⑤ 人員計画の作成（担当：総務課）
    - 消防長に事故あるときは、次長、消防課長、総務課長及び予防課長の順位で、これを代行するものとする。
    - 当務小隊長に事故あるときは、警防担当係長、第 1 分隊長、第 2 分隊長、救助分隊長の順位で、これを代行する。なお、この場合当該分隊長の職にある者の階級が、消防司令補である場合に限る。
    - 職員のシフト替えや補充については、状況に応じて別に定める。
  - ⑥ 感染職員の隔離場所の確保（担当：総務課）
    - 原則として、救急出場等により感染した（疑いを含む。）職員は、確定診断の出るまでの間（2 日間程度）隔離を前提とし、消防訓練場事務所を隔離場所として整備する。
    - 必要な資器材は、簡易ベッド、寝具、簡易式調理器具及び食料とする。

## (第二段階における対策)

## 1. 勤務体制

- ① 国内発生場所が遠隔地である場合 通常勤務体制
- ② 国内発生場所が県内又は隣接府県 可能な限り通常勤務体制を維持するが、同時に非常時勤務体制の準備をする。

## 2. 優先業務

- ① 最新情報の収集と職員への周知 (担当：救急救助)
- ② 関係諸機関等との緊密な連絡・連携体制の構築 (担当：救急救助)
- ③ 相互応援を念頭に他市消防機関との連絡・連携強化 (担当：救急救助)
- ④ 増加が予想される指令管制業務への対応 (担当：通信室)  
補充要員の確保、通報受信時の聴取内容の統一化、
- ⑤ 職員の健康管理の強化 (担当：総務課)  
出勤時の体温測定 (本部玄関及び分署事務所に体温計及び記録表設置)
- ⑥ 感染防止用資器材の確保・備蓄 (担当：総務課)
- ⑦ 消防本部運営上必要な消耗品等の備蓄及び保守管理業者との連絡の緊密化 (担当：総務課)
- ⑧ 勤務体制の移行 (担当：消防長)  
状況の進展によっては、勤務体制を非常時勤務体制へ移行する。  
この場合、通常時の研修・講習・訓練等は、原則中止とする。

## (第三段階における対策)

## 1. 勤務体制

- 非常時勤務体制を基本とする。
- ・ 毎日勤務者は、原則として消防長、次長のみ
  - ・ 有給休暇取得の制限又は禁止
  - ・ 週休は、職員の健康管理のため現行どおり取得させる。

## 2. 優先業務

- ① 災害活動 (救急・救助・消火) 業務の確立を最優先とする。
- ② 感染防止用消毒の徹底  
職員、車両、資器材、施設、庁舎全般
- ③ 救急・救助活動に従事する場合は、オーバートリアージを原則とし、感染防止対策を万全にして出動する。(感染防止衣・ゴーグル・N95マスク・ディスポーザブル手袋の着用)
- ④ 火災出動時は、ゴーグル・N95マスク、ディスポーザブル手袋の着用を徹底する。
- ⑤ 職員は庁舎内で執務中サージカルマスクを着用するとともに、来庁者にサージカルマスクの着用を依頼する。
- ⑥ 総務課・予防課関係の業務は、原則として縮小・停止し、各課1名で対応する。
- ⑦ 執務中に職員等の感染者等が発生した場合、総務担当が発熱外来へ当該者を搬送し、医師の指示に従う。場合によっては、当該者を自宅待機とすることがある。  
また、この場合庁舎内外及び車両、資器材等の消毒・職員及び在館者への予防投

薬等感染拡大防止対策を徹底する。

- ⑧ 職員の感染状況に応じ、分署を閉鎖して本部に機能を集中するほか、他市消防機関への応援依頼を検討する。

ただし、相手消防機関も同様の状況下にあることを忘れてはならない。

(後パンデミック期の対策)

1. 勤務体制 感染等の状況に応じて、できるだけ速やかに通常勤務体制に戻す。
2. 優先業務
  - ① 第2波の到来を念頭に置いた必要資器材の調達・確保 (担当：総務課)
  - ② 最新情報の収集と職員への周知 (担当：救急救助)
  - ③ 感染防止対策及び職員の健康管理は継続する。(担当：総務課)
  - ④ 関係諸機関等との緊密な連絡・連携体制の継続 (担当：救急救助)